

国家工商行政管理总局



- 名称： 国際知的財産保護フォーラム  
International Intellectual Property Protection Forum “IIPPF”
- 設立： 2002年4月16日
- 目的： IIPPF は、模倣品・海賊版等の海外における知的財産侵害問題の解決に意欲を有する日本の企業・団体が業種横断的に集まり、産業界の意見を集約するとともに、日本国政府との連携を強化しつつ、国内外の政府機関等に対し、一致協力して行動し知的財産保護の促進に資することを目的として、発足した団体です。  
これまで、貴国に対しては、知的財産保護強化のための協力事業を推進すると共に、貴国の知的財産保護強化のための制度・運用の改善に関する建設的な意見交換を2002年から実施しています。
- ホームページ： [www.iipf.jp](http://www.iipf.jp)
- 事務局： 日本貿易振興機構(JETRO)  
知的財産保護官民合同訪中代表団に関する連絡先： JETRO 北京センター知的財産部  
TEL: 6528-2781  
FAX: 6528-2782

2006年6月

国家工商行政管理総局 御中

国際知的財産保護フォーラム  
座長 宗国 旨英

### 知的財産侵害対策に関する建議書

拝啓 新春の候、時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。

私ども国際知的財産保護フォーラム（以下、IIPPF）は過去に三回（2002年12月、2004年5月、2005年4月及び6月）、貴総局を訪問させて頂き、知的財産侵害対策に関する建設的な対話をさせて頂きました。まず、このような対話を継続させて頂きましたことに深く感謝を申し上げます。

貴国におかれては、「2006年における中国の知的財産保護に関する行動計画」及び、「知的財産権保護行動要綱（2006-2007年）」を策定されるなど、知的財産を重視した貴国の姿勢を歓迎致します。

IIPPFでは、2005年から、「協調と支援」という方針を明確に打ち出し、日中両国が相互に協力して双方懸案の問題を改善して行くという方向に歩みだしております。実際に、昨年度より日本と中国の関係部局との間で、いくつかの協力事項が進行及び実現しております。特に貴総局商標局との間では、「商標権利集の作成及びセミナー開催」、「類似商標模倣品事例集の作成および意見交換」の協力事業が進行しております。

また、IIPPFは、貴総局に対し、2005年の訪問の際に、馳名商標の認定を申請している日本企業の商標について、内外無差別による迅速且つ的確な判断をお願いしましたが、その後2005年6月には日産自動車株式会社とYKK株式会社の商標を、同年12月にはダイキン工業株式会社の商標を馳名商標と認定下さいましたことに感謝いたします。

さらに、IIPPFが貴総局をお願いをしていた商標審査基準の改訂・公表がなされたことに感謝申し上げます。公表に先立って行われた意見募集において、IIPPFから提出させて頂いた審査基準の原案に対する意見も反映して頂いており、重ねて感謝申し上げます。IIPPFではこの審査基準が商標実務に大いに役立つとともに、商標審査の透明性確保に資するものであると期待しております。

加えて、昨年12月より貴総局商標局のホームページにおいて、貴国の登録商標及び出願中の商標について検索することが可能となりましたことに感謝申し上げます。貴国に商標出願する際の調査等に大いに役立つものと考えております。

さて、今回ご検討頂きたい建議事項は、昨年11月にIIPPF会員企業及び団体（全169メンバー）に対して実施致しましたアンケート等に基づいたものとなっております。

優先的建議事項としまして（1）他人の商品形態を無断で使用する行為を禁止する規定の追加、（2）知的財産侵害参入および悪質な繰り返し行為抑止のための行政執行力の強化、（3）刑事罰の対象となる類型の拡大、を取り上げさせて頂いており、本建議内容を私どもと貴総局にて前向きに対応していきたいと考えております。

貴総局が今回のIIPPFの訪問を受け入れて頂いた事に御礼を申し上げますと共に、本建議が貴国の知的財産保護問題の改善に寄与できることを切に願っております。

敬具

## 目次

- 第一 今回の優先的建議事項
- 第二 その他の建議事項

### 第一 今回の優先的建議事項

今回は、日本企業にとって、現段階で特に喫緊の課題である以下の3点を優先的建議事項としております。

なお、これらの建議事項は、正当に事業を行ない、重要な知的財産権を保有している中国企業にとっても有効であり、中国及び中国の産業界の保護・発展に資するものであると考えております。

1. 他人の商品形態を無断で使用する行為を禁止する規定の追加
2. 知的財産侵害行為参入および悪質な繰り返し行為抑止のための行政執行力の強化
3. 刑事罰の対象となる類型の拡大

#### 優先的建議事項 1. 他人の商品形態を無断で使用する行為を禁止する規定の追加

- (1) 反不正当竞争法に、他人の周知な商品形態を無断で使用して、他人の商品であるとの混同をもたらし、公衆を誤認させる行為を禁止する規定を設けていただきたい。
- (2) 反不正当竞争法に、他人の製品開発の成果物としての商品形態を、その投資が回収される前に無断で使用する行為を禁止する規定を設けていただきたい。

反不正当竞争法に、他人の商品形態を無断で使用する行為を禁止する規定を加えることは、当方の最大関心事項であります。

なお、2002年、2003年、そして2005年11月に実施したアンケート調査の結果でも、他人の商品形態を無断で使用する行為の問題は一貫して最も関心のある問題の一つであり、2005年11月に実施したアンケート調査によれば、55.2%の会社が他人の商品形態を無断で使用することを規制する制度がないため適切な対処ができなかったとし、65.5%の会社が制度改善の必要性を感じております。

この問題は、日本企業というよりもむしろ市場開拓をになう現地中国企業に対する問題であって、産業振興の大前提として考えられるべき事項です。

貴国では既に、この商品形態の保護に関する反不正当竞争法の改正が検討されているとのことであり、日本企業としては大変期待しております。

- (1) 反不正当竞争法に、他人の周知な商品形態を無断で使用して、他人の商品であるとの混同をもたらし、公衆を誤認させる行為を禁止する規定を設けていただきたい。

商品の形態は、もともとその商品の機能又は美観等の観点から選択されるものでありますが、たとえば独特の形状によるアピール効果、大量販売や宣伝活動の事実などが重なると、そのような第一次的意義を超えて、その形態自体が自他識別機能又は出所表示機能という第二次的機能を獲得することがあり、こうした場合には、その商品の形態自体が商品表示であると認定すべきものであります。

したがって、現在の反不正当竞争法第5条第2項において、名称、包装、外装に加え、商品の形態も保護の対象に加えていただきたい。

(2) 反不正当竞争法に、他人の製品開発の成果物としての商品形態を、その投資が回収される前に無断で使用する行為を禁止する規定を設けていただきたい。

他人の商品のデザインをそのまま使用する行為は、個別の知的財産権の有無にかかわらず、他人が資金、労力を投下した成果を他に選択肢があるにもかかわらずことさらに完全に再現して、何らの改変を加えることなく自らの商品として市場に提供し、その他人の成果を利用する行為であって、競争上、不正な行為として位置づける必要があるものです。そのため、日本のみならず米国、韓国、ドイツ、スイス等において商品形態は法制により保護されております。

特に、近年の複写・複製技術の発達、流通機構の発達等により、他人が開発に資金、労力を投下した成果の横奪がきわめて容易に行いうる状況となっており、横奪者は商品化のためのコストやリスクを大幅に軽減することができる一方で、先行者の市場先行のメリットは著しく減少し、横奪者と先行者の間には競争上著しい不公平が生じ、個性的な商品開発、市場開拓への意欲が阻害されることとなっています。

この点については、確かに、意匠権、商標権による保護に依るべきとも考えられますが、登録までの期間を考えると、ライフサイクルの短い商品に対しては、必ずしも十分な保護を受けることが出来ません。

なお、機能に由来する形態やありふれた形態までも保護の対象とすることを要望するものではありません。

本制度を導入することは、社会主義市場経済の健全な発展を保証し、公正な競争を奨励及び保護し、不正な競争行為を禁止し、事業者及び消費者の合法的な権益を保護するという反不正当竞争法の目的に合致するものです。

この問題は、日本企業というよりもむしろ市場開拓をになう現地中国企業に対する問題であって、産業振興の大前提として考えられるべき事項です。

よって、他人の製品開発の成果物としての商品形態を、その投資が回収される前に使用する行為を反不正当竞争法により取り締まるべく、改正案に加えて頂きますよう建議いたします。

**優先的建議事項 2. 知的財産侵害行為参入および悪質な繰り返し行為抑止のための行政執行力の強化**

- (1) 過料の高額化 及び 繰り返し知的財産侵害行為を行う者に対する累進的な処罰制度を導入していただきたい。
- (2) 違法行為データベースの積極的な活用により、他機関との更なる連携を図っていただきたい。
- (3) 行政処罰決定書発行の徹底及び迅速化、押収品の処分結果の通知

(1) 過料の高額化 及び 繰り返し知的財産侵害行為を行う者に対する累進的な処罰制度を導入していただきたい。

中国においては、司法機関以外に「行政」による知的財産侵害品の取り締まりが実行されており、工商行政管理局は権利者にとってきわめて頼りになる存在となっているものと認識しています。

一方で、知的財産侵害品の蔓延はとどまることのない気配ですが、その原因が当局の対策の不備というより、ひとえに「知的財産侵害行為をする側の数が圧倒的に巨大である」という実態にあることは明白です。

知的財産侵害品製造・販売業者は過料などのリスクよりも得られる利益が大きいため知的財産侵害行為を行なうのであり、したがって、まず新たに知的財産侵害行為を行う者が出て来ないようにするためには、期待される利益よりも大きなリスク（過料）を用意することが最も効果的です。

過料は、商標法实施条例（2002年8月3日公布、2002年9月15日施行）第52条に、「登録商標専用権を侵害する行為に対する過料は、不法経営金額の3倍以下とする。不法経営金額が計算できない場合は、過料は10万元以下とする。」、「商標行政の法執行における若干の問題に関する意見（1999年12月29日公布・施行）第25条に「登録商標詐称行為については、過料額は不法売上げの30%以下又は権利侵害により得られた利益の3倍以下であってはならない。その他の情状が重い商標侵害行為については、過料額は不法売上げの20%以下又は侵害により得られた利益の二倍以下であってはならない。」、反不正競争法においては、「周知商品特有の名称等を使用し、他人の周知商品と誤認させ、顧客に周知商品であると誤認させたときは、違法所得を没収し、情状に基づき違法所得と同額以上3倍以下の過料を科すことができる」などと規定されています。

しかしながら、知的財産侵害品の製造・販売が後を絶たない現状に鑑みると、現在の商標法、反不正競争法に規定された過料は、不法に享受できる利益と比較しても行政罰としての過料が相対的に軽く、抑止力として機能していないと考えられます。過料を高額にすることにより、新規に参入してくる知的財産侵害品製造・販売業者を食い止める効果を求めることができると考えます。

また、IIPPFが2005年11月に実施したアンケート調査の結果によれば、知的財産権侵

害行為による被害を受けた企業のうち、75%強が、摘発を実施した後も同一業者からの「繰り返しの知的財産権侵害行為」の被害を受けており、そのなかには3回、4回のケースも珍しくないとの結果となっております。このとおり、経験を積んだ知的財産侵害品製造・販売業者は繰り返し違法行為を行なうことが多いですが、これらが「初心者」より悪質であることは明らかです。このように知的財産権侵害行為を繰り返す悪質な業者に対しては、初めて行政処罰を受ける場合よりも高額な過料を累進的に科すことで大きな抑止が期待できると考えます。1回目より2回目、2回目より3回目の過料が高いという状況は知的財産侵害品製造・販売業者にとって脅威となることはまちがいありません。

そこで、知的財産侵害による不正な事業活動への参入を防止するために、現在の過料額を、知的財産侵害行為の抑止効果が期待できる水準に引き上げること、並びに、知的財産権侵害行為を繰り返す悪質な業者に対しては、2回目以降の違法行為に対して、違法行為の繰り返しの回数に応じた累進的な過料額を科すことをご検討いただきたいと考えます。

また、実際に適用される過料の金額について、その運用に幅があります。全国で共通の抑止力ある罰則の適用をお願い申し上げます。

さらに、2回目以降の知的財産侵害行為に対しては、知的財産侵害品の押収のみでは、抑止につながりません。知的財産侵害品のみならず、必ず、使用された金型等生産するための付帯物の押収まで行うこと、かつ、一定期間の営業停止、さらには永続的に製造行為をさせないための営業許可の取消し、営業の不許可といった、より厳格な処罰を制度化することについてもあわせてご検討いただきたいと思っております。

(2) 違法行為データベースの積極的な活用により他の機関との更なる連携を図っていただきたい。

特に知的財産侵害行為を繰り返す者へ累進的に過料や付帯措置を科すことについては、特定の者が社名を変えて侵害行為を繰り返すことも横行していることから、対象となる「個人」の処罰歴が管理されることが大前提です。この点については、貴総局から、すべての企業の経営活動の中で不法行為（商標権侵害を含む）によって処罰された履歴も全部記録できる『金信』プログラムを推進されていることを伺っております。我々は、この『金信』プログラムが、知的財産侵害行為の繰り返しの防ぎのための抑止力として大きな役割を果たすものとして強い関心と期待を持っておりますので、積極的な活用を是非お願いいたします。

さらに、公安部や質量技術監督局など他の取締機関によって行なわれた過去の処罰歴も同様に行為の悪質さを量るうえでの要素として斟酌できるよう関係機関との調整、ご検討をお願いいたします。

この点について、「2006年における中国の知的財産保護に関する行動計画」の、『「行政法執行と刑事司法の情報共有プラットフォーム」の手法を積極的に広めることで、行政法執行と刑事司法の連携作業システムに近代的手段と長期的に有効な作業プラットフォームを提供し、行政法執行と刑事司法の連携作業をまさに案件の審理中に反映することを促す。』との記載については、連携強化のために、是非とも実施して頂きたい。

(3) 行政処罰決定書発行の徹底及び迅速化、押収品の処分結果の通知

権利者にとって、知的財産侵害者の摘発の顛末を的確に把握することは非常に重要です。現在多くの場合において摘発後の行政処罰決定書を発行していただいておりますが、2005年11月にIIPPFが実施したアンケート調査の結果では、摘発後の行政処罰決定書が発行されない、或いは発行までに時間がかかるケースが多数報告されています。権利者が行政処罰決定書を適切に入手できるよう行政処罰決定書の発行について法律的な裏付けを確立していただければ幸いです。

また、行政罰が決定されるまでの期間が長いと、被処罰者は逃亡等宛先不明になることが考えられます。貴総局が取締り成果を挙げられるためにも、行政処罰決定が迅速になるよう、期間短縮のための施策実施を建議します。

その他、押収された知的財産侵害品の廃棄処分が、いつ、どのようにされたか、についても同様に権利者にとっては重要な情報であり、これについても情報提供をいただけるようお願いいたします。

優先的建議事項 3. 刑事罰の対象となる類型の拡大

- (1) 刑事罰の対象となる不正競争行為の類型を拡大していただきたい。
- (2) 類似商標による商標権侵害行為を刑事罰の対象に追加していただきたい。

- (1) 刑事罰の対象となる不正競争行為の類型を拡大していただきたい。

中国では不正競争行為に対する刑事罰の対象は、営業秘密侵害に限られており、反不正競争法第5条で規制している、他人の周知商品との混同惹起行為などは、刑事罰の対象となっております。このような不正競争行為は、消費者の混同を引き起こすものであり、中国の市場経済秩序を破壊するものです。つきましては、反不正競争法第5条違反の行為も刑事罰の対象に追加していただくよう、お願い致します。

ここで、他人の周知商品との混同惹起行為などの現行の反不正競争法第5条に限らず、今回の反不正競争法の改正において、上述の他人の商品形態を無断で使用する行為や、他人の商標に類似する商号を使用する行為等が不正競争行為の類型に加えられた場合には、これらの行為についても、刑事罰の対象となるようにお力添えをお願いします。

- (2) 類似商標による商標権侵害行為を刑事罰の対象に追加していただきたい。

刑法第213条において、登録商標冒用罪の要件として「同一種類の商品にその登録商標と同一の商標を使用し」とされており、登録商標専用権の侵害行為に該当する類似商標を使用する行為が登録商標冒用罪の対象となっております。

確かに、「最高人民法院最高人民検察院による知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的な法律適用に関する若干問題の解釈」の第8条において、同一商標には被



詐称登録商標と視覚上、根本的に区別がなく、公衆に商標の誤認を生じさせるのに十分である商標も含まれる旨が規定され、若干ながら同一商標の定義が広げられているということができます。

しかし、現実には同一商標とはいえないような様々な類似商標が付された商標権侵害品が製造、販売されています。

知的財産侵害品製造・販売業者が類似商標であれば刑事罰を課せられないとの認識のもとに商標権侵害品を製造・販売し続ける恐れも有り、刑事罰による抑止効果を期待します。

上述の 2005 年 11 月に IIPPF が実施したアンケート調査の結果でも、類似商標による商標権侵害品も刑事罰の対象に含めて欲しい旨の要望が出ており、また、同アンケートによれば、商標権侵害による被害を受けた企業のうち、78%が、類似商標の模倣品の被害を受けており、その中の 47%の企業が類似商標の模倣品が増加傾向にあるとの回答をしております。

また、こういった同一でない類似商標による商品であっても、消費者の混同を引き起こし、消費者に被害を与え中国の市場経済秩序を破壊しております。

日本を始め多くの国、例えば、韓国、ドイツ等で既に類似商標が刑事罰の対象となっております。

したがって、類似商標の不正使用に対しても刑事罰の対象となるようお願いします。

## 第二 その他の建議事項

### 建議 1

#### 商標異議申立て、登録商標の取消裁定の審理期間の短縮

商標異議申立及び登録商標の取消裁定について、異議申立てや裁定請求から決定までの審理期間が、現在のところ3年或いはそれ以上に及ぶ傾向が認められます。これにより、商標権侵害行為に対する迅速な権利行使ができず、本来、登録を取消されるべき商標の使用が長期に渡り継続されるため、消費者や権利者の正当な利益が損なわれるという弊害が生じております。

商標の保護制度として重要な馳名商標は、商標異議申立や登録商標の取消裁定において認定されることとなっており、審理遅延により馳名商標の認定が遅れることは、好ましいことではありません。馳名商標の認定の割合が海外企業よりも中国企業の方が高い状況を見ると、この弊害は、海外企業よりもむしろ中国企業がこの弊害を受けていると考えられます。

そこで、異議申立の審査官及び、商標評審委員会の人員を拡充すると共に、新しく採用された人員に対する教育を行い、異議申立て、登録商標の取消裁定の審理期間の短縮をお願いします。

### 建議 2

#### 法改正及び執行強化による商号問題の解決

商標との誤認混同を生じる商号不正使用の取締りにについては、2004年5月の第2回ミッション実務レベル会合及び05年6月ハイレベルミッションでもお願いしておりますが、下記の問題があると認識しております。さらなる厳格な取締りを徹底いただきますよう宜しくお願い致します。

【問題点1. 地方によって取締りの姿勢にバラツキがある。】

#### ①取締りの可否

他人の有名な商標を含む商号（例：「日本〇〇国際企業集团有限公司」）が香港特別行政区（中国以外）で登記の上使用されており、商標自体はその他人の有名商標と同一・類似ではない場合、まず商号登記の抹消を要請され、それまでは取締りは実施してもらえない場合がある（広東省及び遼寧省大連市や江西省南昌市、雲南省昆明市、山東省臨沂市などの地方の例）。一方、浙江省ではこれらの商号の使用に対しても厳格に取り締まっている（\*）。広東省でも仏山市では商号使用について商標法で取締りがされた例もある。

\*：「浙江省工商行政管理局（批複）」（2002年発行）にて「経営者は国内外の知名企業の商号または商標を使い国外（たとえば、香港、日本など）にて企業を登録した後、その名義で国内にて製造販売を行う場合、或いは"監製"、"授權生産"、"委託加工"、"商標使用許可"などの形で他人に国外にて登録した企業名称を使用する許可を与えることは・・・そ

の行為は不正競争行為に当たり、《浙江省反不正競争条例》の関連規定に基づき処罰を下す」と規定されている。

## ②処罰についての適用条文の相違

他人の有名な商標を含む商標（例：「香港△△」）と、他人の有名な商標を含む商号（例：「香港△△国際電工集団有限公司」）が使用されている事例で、同じ対象物でありながら、取締り当局により処罰の結果に相違があった。（「香港△△」についての商標権侵害と判断する場合、「香港△△国際電工集団有限公司」についての反不正競争法違反と判断する場合、「香港△△」についての反不正競争法違反と判断する場合に分かれた例があった。）

また、同じ不正競争として処罰された場合でも、適用条文は様々であり、統一的な見解が見られない。事例によってはなかなか行政処罰決定書が発行されない場合もある。

### ・浙江省不正競争条例

6条1項 [知名商品名称等使用]

7条1項 [他人企業名称等使用]

8条1項 [証明等偽造・冒用]

8条2項 [虚偽の生産地等表示]

### ・反不正競争法9条1項[虚偽誇大宣伝]

### ・広東省実施<<中華人民共和国反不正競争法弁法(修正)7条4項 [虚偽の監制単位]

（「日本××電器（国際）公司（監制）」と表記されていたが、実際には技術監督等の事実がなかったため）

【問題点2. 取締りを実施しても抑止効果がなく、侵害行為が繰り返される事案が発生している。】

## ①同一企業または人により侵害行為が繰り返される事案

### 例1.

「××電器国際集団(香港)有限公司」が使用された侵害品が、当局による摘発以降も3回も発見された例があった。商品の品質が劣悪である為、これを権利者の商品と誤認して購入した消費者が権利者の現地法人に再三問合せし、対応を迫られた。

### 例2.

「□□電器集団有限公司」を香港に設立し中国国内各地で製造販売を行わせていた深センの企業が、工商行政管理局から営業許可を抹消された後、浙江省で別の会社を設立し、前回と同じ商品に別の有名な日本企業の商標を含む商標「華強●●」と「HQ▲▲▲▲▲」を使用して侵害行為を行った。

### 例3.

2005年5月に、浙江省慈溪市で「香港××電器有限公司」洗濯機を大量に差押え、8月には行政処罰決定で12万元の罰金が科せられたにもかかわらず、他都市で同商品が発見されたため、12月に再調査をしたところ、まだ製造を継続していた。過料が科されても効果がない例である。

## ②新規企業または人による同じ手法での侵害

香港で他人の有名な商標を含む商号の会社を設立登記し、これを中国国内の企業に授権して使用させるという手法で侵害行為を行った侵害者が、工商行政管理总局に摘発を受けた後に「摘発された商品も管轄の質量監督局による品質審査をパスしていて、問題ないとされていたのに、なぜ工商行政管理总局に取り締まられなければいけないのか理解できない」として、質量監督局に乗り込んで騒ぎ立てたという例があった。知的財産権または取引秩序の問題と商品品質の問題を混同している例であり、工商行政管理总局からの中国全土に向けた啓発の必要性が高いことが明確である。

### 【問題点3. 新しい手口の発現】

「香港××国際集团有限公司」表記の商品の取締りを繰り返していたところ、侵害者は中国で非類似商標を上記の香港架空会社名義で登録し、商品の包装箱等に、「商標登録人：香港××国際集团有限公司」と記載するという新しい手口が使われるようになった。侵害者は工商局に登録証を見せ、事実を記載しているだけと主張するため、工商局を説得するのに時間を要した。

また、他人の有名な商標◆◆（漢字）を含む商号「◆◆麗特瑯電器有限公司」を当該会社の住所で会社登記もせず梱包箱に記載し、しかも「◆◆」のアルファベット表記と紛らわしい商標を組み合わせることで、全体として消費者を誤認させやすい形態を作り出す例も発生している。

これらの状況に照らし、中央政府から中国全土に向けて統一見解を示した啓発活動を広く行い、この類型の商号の使用は商標権侵害および反不正当竞争行為に該当することを知らしめることが肝要と考えます。その為に、以下の具体的な方策を提案します。

#### 1. 反不正当竞争法改正への反映

現在改正が検討されている反不正当竞争法で、前回要望を踏まえて、他人の有名な商標または商号と紛らわしい商号の使用により消費者を誤認させる行為を明確に禁止することを建議する。

#### 2. 運用面での強化

##### (1) 商標法に基づく取締り

「商標民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する最高人民法院解釈（2002年10月12日）」

第一条：以下の行為は商標法第五十二条第（五）項に規定された他人の登録商標専用権を侵害する行為に属する。

（一）他人の登録商標と同一又は類似する文字を企業の屋号として同一又は類似の商品に際立つように使用し、関係公衆に容易に誤認を生じさせる行為。」

この条文に該当する侵害行為については、積極的に商標法に基づき取締りを行う。

##### (2) 反不正当竞争法に基づく的確な取締り

上記（1）の類型以外の商号の不正使用については不競法に基づき取締りを行う。

##### (3) 行政処罰決定書での明記

同一侵害行為であっても、商標と商号についての侵害行為が双方存在する場合は、その対

象を分けて処罰する。つまり、商標部分については商標法を、商号部分の上記（１）で既定する商号の不正使用については商標法を、それ以外の商号の不正使用については反不正当競争法違反を適用し、明確にそれぞれが違法行為であることを行政処罰決定書で明記する。

#### （４）侵害行為が繰り返された場合の処罰の厳格化

侵害行為が繰り返された場合は、特に厳格に処罰する運用を建議したい。刑事訴追は現行法上「登録商標と同一の商標の使用」を対象としているが、処罰の内容を厳しくすることで抑止効果を持たせたい。具体的には、①商号の不正使用を刑事訴追の対象に含める、②その処罰は厳格なものとする。反不正当競争法でも罰則を強化する（例えば現行の「違法行為の停止」と「違法所得の没収」に加えて「侵害品の廃棄」を科す）。

### ３．国家工商行政管理総局から地方への取締り徹底通達

上記２．の具体的な取締り事例を元に、貴総局から「モデルケース」という形で全国の工商局に紹介し、同様の積極的な取締りを奨励する通達や意見書を発行し、各地でのセミナー等により地方工商局職員への指示を徹底してほしい。

また、香港登録商号以外に、中国国内の同様の不正商号登記例も散見される為、この点も同様に取締りを行うべきと考える。上記２．（１）及び（２）の法的根拠に基づき厳格に取り締まっていただきたい。

なお、３月に公表された「**2006年における中国の知的財産保護に関する行動計画**」によると、「商標と企業商号の権利衝突問題に関する規定」を制定し、商標と企業の商号が衝突した場合の処理に関する教育を積極的に行うとされています。その成果に注目し、期待しています。

#### 建議 ３

出願中の商標を使用時には変更して、他人の商標権を侵害するような不正使用をした場合には、商標権者からそのような不正使用があった旨の情報提供を可能とし、当該出願商標の登録を認めないこととして頂きたい。

出願中の商標を使用時には変更して、他人の商標権侵害となるような不正使用をする事例があります。例えば、「ＡＢ」という周知な登録商標がある場合に、商標「ＡＸＸＢ」を出願し、実際には、「Ａ」と「Ｂ」の文字を太くして「**AxxB**」のようにしたり、「ＡＸＸＢ」のように文字の色を変えたり等して、「Ａ」と「Ｂ」の文字のみが目立つような態様で、商標の不正使用をする例があります。

このような場合、商標「ＡＸＸＢ」が既に登録されている場合には、商標法第 44 条（一）に基づく登録商標の取消が可能とも思われます。

しかし、商標「ＡＸＸＢ」が出願中の場合には、商標局に対し、何ら情報提供をする制度がなく、また、当該出願を拒絶することも難しいとも思われます。

そこで、出願中の商標を変更して他人の商標権侵害となるような不正使用をした場合には、商標権者からそのような不正使用があった旨の情報提供を可能とし、当該出願商標の

登録を認めないこととして頂きたいと考えます。

出願中の商標についての情報提供は、昨年12月より貴総局商標局のホームページにより提供される検索機能により調査できることから、容易になりました。貴総局にとっても、この情報提供に基づき商標の審査段階においてこのような不正使用があった商標出願を拒絶することによって、異議申立及び登録取消の裁定の負担を軽減できるものと考えております。

なお、実際に、貴総局のご協力により、このような商標の不正使用を商標権侵害で実際に取り締まって頂いております。商標局においても、不正使用された商標の登録を認めないこととし、取締り及び商標審査の両側面から、商標の不正使用に厳しく対応して頂くよう、お願い致します。

#### 建議 4

地方保護主義を排し、全国画一の基準の確立と適正な執行の確保をしていただきたい。

2002年にIIPPFが実施したアンケート調査の結果では、23社の企業が地方保護主義を感じており、実際に工商行政管理部門での情報漏洩などの事例が報告されました。2005年11月にIIPPFが実施したアンケート結果におきましても、依然として20社の企業が知的財産侵害行為の取締りにあたって地方保護主義を受けたとの報告がされており、具体的な事例として、工商行政管理局で5事例、質量技術監督局で4事例、公安局で2事例が報告されております。地域では広東省の4事例が一番多く、次いで浙江省の2事例となっております。ひきつづき地方保護主義の廃絶にご尽力をお願い致します。

#### 建議 5

外国でのみ周知な未登録商標の保護

近年、我が国では周知であるものの中国においては本格的にビジネス展開をしていない企業の商標が、中国において第三者によって商標出願又は登録されるケースが新聞等により報道されております。

我が国商標法においては、第4条第1項第19号において、「他人の業務に係る商品又は役務を表示するものとして日本国内又は外国における需要者の間に広く認識されている商標と同一又は類似の商標であって、不正の目的（不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的をいう。）をもって使用するもの」は、商標登録を受けることができないこととされております。

中国では知られていない外国でのみ周知な商標であって、中国において未登録の商標が、その外国での所有者に無断で、不正の目的をもって中国でなされる出願・登録について、

そのような出願を拒絶し、又は異議申し立て、或いは登録を取り消しにすることが法令上明確となるよう次期商標法改正における対応をお願いいたします。

以上